

少子化への対応に向けた施策の推進について

【内閣府・厚生労働省】

提案・要望の内容

少子化を国の基本にかかわる最重要課題ととらえ、子育て家庭に対する経済的負担軽減策をはじめとする総合対策を講じるとともに、仕事と子育ての両立支援に取り組む事業主への支援の充実などにより、社会全体で子育てを支援する国民的気運の醸成を図ること。

特に、次の対策を充実すること。

- 1 出産・子育てを行う世帯の所得及び子どもの成長段階に応じた、税制度や社会保障制度を含めた経済的負担の軽減策を講じること。
中でも、次の負担軽減については、早急に実施すること。
 - (1) 乳幼児医療の本人負担軽減、医療保険適用も視野に入れた特定不妊治療の負担軽減を図るとともに、妊婦健診の拡充と出産育児一時金の引き上げについての暫定的措置を平成23年度以降も継続すること。
 - (2) 子育て家庭に対する手当の充実を図るとともに、育児休業時の給付を拡充すること。
 - (3) 多子世帯等における保育料の更なる軽減を図ること。
- 2 高齢者をはじめ様々な地域住民の参画による活動に対して財源措置を講じるなど、より身近な場所での、きめの細かな子育て支援の取組を国としても支援すること。
- 3 保育・子育て支援サービスが、どこで暮らしていても等しく提供されるよう、地域の実情やニーズに応じた施策を講じること。
 - (1) 中山間地域や離島などの小規模な施設等においても安定的に事業の運営やサービスの提供ができるよう、国の支援措置を拡充すること。
 - (2) 保育所の最低基準の見直し、保護者との直接契約方式の導入など、今後の保育制度改革の検討に当たっては、自治体の財政力格差が保育サービスの格差につながるようなことがないよう、市町村や保育現場の意向も踏まえながら、適切な制度設計を行うこと。

【現状と課題】

- 島根県が平成20年9月に実施した「少子化に関する意識調査」の結果によれば、行政に期待する施策として、乳幼児医療に係る本人負担の軽減、妊娠・出産費用の軽減、児童手当の増額、保育料の軽減等の子育てに伴う経済的負担の軽減や仕事と子育てを両立するための育児休業中の賃金その他の給付の充実等が占める割合が高くなっている。
- 子育て家庭は、高度で専門的な支援や継続的なサービスのほか、ちょっとした手助けや、単発的に誰にでもできるものなども含め幅広い支援を求めている。そのため、高齢者などの参画も得るなど、子育て家庭が必要とする支援・サービスをできるだけきめ細かく提供できる環境を整える必要がある。
- 中山間地域や離島を抱える本県では、少子高齢化の進行に伴い、厳しい運営状況に置かれている小規模な保育所や児童クラブが増加している。このような小規模施設等の運営の安定化を図り、誰もが安心して保育・子育て支援サービスを受けられる仕組みをつくることは国を挙げて取り組むべき課題である。そのためには、小規模施設等に対する支援措置の拡充が必要である。

- 保育制度改革に当たっては、地域の財政力の格差が保育水準の低下につながることはないよう、また、特別な支援が必要な児童などの受入制限や、特定の保育所への入所希望者の殺到など、保育現場での混乱を招くことがないよう、十分な配慮を行う必要がある。
- 現下の厳しい経済・雇用情勢の下、仕事と子育ての両立支援に取り組む事業主に対して助成金の更なる拡充や、「両立支援企業」認定・認証制度における各種優遇措置の実施等の支援を行うことにより、両立支援の気運醸成を図る必要がある。

【本県の取り組み状況・方針】

- 県においても、国の少子化対策に呼応して、以下のような取り組みを行っている。
 - ・乳幼児医療費については、県（0.5割）市町村（0.5割）の負担によって、本人負担を1割としている。
 - ・第三子以降の保育料の軽減
- 以下の事業について、国庫補助要件に該当しない場合も、県単交付金事業（しまね子育て総合支援推進事業交付金）により支援
 - ・一時保育事業：年間延利用人員25人以上が要件 → 25人未満も県単で支援
（H22年度からは年間延利用人数300人以上に引き上げ）
 - ・休日保育事業：「日曜日、祝日全て開所」が要件 → 「利用のある休日のみ開所」についても県単で支援
 - ・放課後児童クラブ：開設日数250日以上の場合：「児童数10人以上」が要件
→ 児童数5人～10人について県単で支援
開設日数200～249日の場合：「児童数20人以上」が要件
→ 児童数5人～20人について県単で支援
- 従業員の子育てを応援する企業を、しまね子育て応援企業「こっころカンパニー」に認定し各種の優遇措置を講じるとともに、顕彰等を通じて取り組み事例の普及を図っている。

【提案・要望の効果】

- 子育てに伴う経済的負担の軽減が図られる。
- 中山間地域や離島などにおいても、各種保育・子育てサービスの提供基盤が整備され、充実したサービスの提供が可能となる。
- ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた職場環境づくりの促進が図られる。